住所　京都市南区上鳥羽南唐戸町66番地5
金眞義　昭和51年5月17日生
住所　京都府宇治市伊勢田町名木1丁目1番地175
李春玉　昭和15年3月16日生
住所　京都府相楽郡精華町精華台4丁目18番地12
玄誠哲　昭和43年4月11日生
金和枝　昭和50年11月21日生
玄夏穂　平成14年5月16日生
玄大倍　平成17年3月17日生
玄愛佳　平成19年5月21日生
住所　神戸市長田区大橋町9丁目3番2号
黄麗伊　昭和63年1月5日生
住所　神戸市長田区御蔵通1丁目94番地
張美恵　昭和50年3月15日生
住所　神戸市長田区前原町2丁目1番11－1号
崔宮加　昭和54年11月22日生
住所　兵庫県西宮市神園町8番42号
朴達香　昭和4年10月2日生
住所　愛知県碧南市入船町2丁目1番地
姜美佳　昭和38年7月14日生
池旭宏　平成7年6月30日生
住所　愛知県安城市大山町1丁目16番地2
姜紹奈　平成4年8月25日生

○外務省告示第百二十一号

モナコ公国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の批准書を平成二十九年三月十七日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年七月一日にモナコ公国について効力を生ずる。

（平成二十九年三月十七日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十九年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十二号

平成二十九年三月二十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における抗結核薬及び新診断用品整備並びに薬剤耐性結核短期治療実施モニタリング計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　抗結核薬及び新診断用品整備並びに薬剤耐性結核短期治療実施モニタリング計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億八千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日

4　署名者

日　本　側　鈴鹿光次在アフガニスタン大使

世界保健機関側　リチャード・ピーパーコーン在アフガニスタン事務所代表

平成二十九年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十三号

平成二十九年三月二十三日にマニラで、フィリピン共和国における紛争の影響を受けたミンダナオの子供のための平和構築及び教育支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けたミンダナオの子供のための平和構築及び教育支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億二千五百万円

3　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

国際連合児童基金側　ロタ・シルワンダー在フィリピン事務所代表

平成二十九年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十四号

平成二十九年三月二十三日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十八億五千万円

3　贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日

4　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

フィリピン側　エンリケ・A・マナロ外務大臣代行

平成二十九年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十五号

平成二十九年三月二十三日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

フィリピン側　エンリケ・A・マナロ外務大臣代行

平成二十九年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十六号

平成二十九年三月二十三日にマニラで、バンサモロ地域配電網機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　バンサモロ配電網機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億七千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十月三十一日

4　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

フィリピン側　エンリケ・A・マナロ外務大臣代行

平成二十九年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町相生字登リ尾二四三四の一・二四三四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市木知原字三ツ谷一一八四の一、一一八四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町菅沼字下島三三六の二、字西ノ尾五〇七、宮川町種蔵字井ノコ谷四八八の一二、四八八の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）